

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成27年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対す る販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ -	kℓ 992	kℓ 6,960	kℓ 1,607	kℓ 313	kℓ 18,087	kℓ 16,506	kℓ 2,031	kℓ 16,819
合 成 清 酒	X	X	X	X	X	1,080	X	98	1,073
連続式蒸留しょうちゅう	X	X	X	X	X	12,256	X	912	8,239
単式蒸留しょうちゅう	-	105	1,008	174	60	17,602	15,987	2,585	16,046
み り ん	-	-	57	25	79	3,522	4,462	248	4,541
ビ ー ル	-	51,972	118	33	53	157,075	74,309	4,361	74,362
果 実 酒	-	-	13	3	10	6,899	5,305	1,440	5,315
甘 味 果 実 酒	X	X	X	X	X	357	X	79	236
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	4,938	X	584	2,332
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	442	X	88	211
発 泡 酒	-	8,331	7	1	4	64,467	30,239	2,208	30,243
原料用アルコール・スピリッツ	-	△ 4	3	2	-	15,595	8,822	719	8,822
リ キ ュ ー ル	-	22,723	997	76	45	103,998	56,157	4,519	56,201
そ の 他 の 醸 造 酒	}	2	4	24	23	41,756	24,462	1,505	24,483
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	-	84,118	10,658	1,955	592	448,077	248,336	21,380	248,927

調査期間等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平成 22 年度	19,408	1,307	26,033	83,911	130,512	261,169
平成 23 年度	18,781	1,239	25,520	80,443	130,612	256,595
平成 24 年度	18,196	1,181	25,279	79,092	133,354	257,105
平成 25 年度	18,045	1,122	25,774	78,958	138,052	261,944
平成 26 年度	16,819	1,073	24,285	74,362	132,384	248,927

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゅう	単式蒸留 しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	
徳島	1,433	113	533	1,568	287	7,198	673	42	292	24	2,648	621	4,502	2,184	22,118	徳島
鳴門	588	29	285	587	139	1,902	181	16	80	6	1,014	299	2,145	1,071	8,342	鳴門
阿南	401	22	152	413	51	1,464	64	6	38	4	779	168	1,126	586	5,274	阿南
川島	277	15	136	295	39	1,010	45	3	34	3	349	111	731	469	3,516	川島
脇町	198	8	101	207	23	660	31	2	20	2	234	75	497	263	2,323	脇町
池田	180	5	41	164	63	488	13	2	8	1	136	33	261	119	1,516	池田
徳島県計	3,077	192	1,248	3,234	602	12,722	1,007	71	472	40	5,160	1,307	9,262	4,692	43,089	徳島県計
高松	1,843	156	798	1,711	1,373	9,961	863	32	348	27	2,625	1,212	7,231	2,266	30,446	高松
丸亀	800	45	373	755	131	3,256	188	9	110	10	1,191	506	2,870	1,041	11,284	丸亀
坂出	406	18	179	346	119	1,299	101	4	54	4	566	229	1,353	478	5,157	坂出
観音寺	519	26	222	507	98	2,053	106	4	51	5	739	250	1,650	689	6,921	観音寺
長尾	325	16	162	259	61	1,050	76	5	34	3	372	146	935	448	3,892	長尾
土庄	149	20	70	127	95	629	30	2	13	2	195	62	447	181	2,022	土庄
香川県計	4,042	281	1,804	3,705	1,877	18,248	1,364	56	610	51	5,688	2,405	14,486	5,103	59,722	香川県計
松山	2,560	214	1,509	2,345	565	12,190	1,079	37	404	35	3,744	1,544	9,829	4,032	40,087	松山
今治	802	58	312	698	519	2,903	227	10	84	9	1,099	334	2,149	992	10,195	今治
宇和島	428	36	344	488	101	2,408	102	6	47	5	970	191	1,516	905	7,548	宇和島
八幡浜	388	18	175	420	49	1,692	72	2	26	4	519	104	783	684	4,938	八幡浜
新居浜	525	24	257	618	81	2,495	146	5	80	9	885	280	1,969	699	8,074	新居浜
伊予西条	480	25	245	483	66	1,683	100	5	53	5	738	234	1,591	765	6,471	伊予西条
大洲	381	17	163	373	81	1,323	58	2	27	4	455	104	876	576	4,438	大洲
伊予三島	412	14	161	405	52	1,386	81	3	46	5	554	213	1,264	549	5,143	伊予三島
愛媛県計	5,976	406	3,166	5,830	1,514	26,080	1,865	70	767	76	8,964	3,004	19,977	9,202	86,894	愛媛県計
高知	1,674	108	927	1,394	269	9,284	664	19	289	24	4,299	1,110	6,883	2,385	29,330	高知
安芸	277	13	114	187	32	1,222	30	2	24	2	808	128	660	368	3,870	安芸
南国	544	16	315	403	117	1,669	125	6	63	6	1,464	352	1,814	788	7,682	南国
須崎	525	14	261	424	43	1,759	68	5	40	5	1,620	173	1,088	665	6,690	須崎
中村	401	32	259	687	54	2,154	130	4	42	5	1,422	189	1,259	889	7,525	中村
伊野	303	11	145	182	33	1,224	62	3	25	2	818	154	772	391	4,125	伊野
高知県計	3,724	194	2,021	3,277	548	17,312	1,079	39	483	44	10,431	2,106	12,476	5,486	59,222	高知県計
総計	16,819	1,073	8,239	16,046	4,541	74,362	5,315	236	2,332	211	30,243	8,822	56,201	24,483	248,927	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
 2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数												(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数			
					6kl未満	6kl以上	10kl以上	60kl以上	100kl以上	200kl以上	500kl以上	1,000kl以上	2,000kl以上	5,000kl以上	10,000kl以上	休 造			合 計(A)	場	者	者
清 酒	102	1	-	-	15	6	26	8	9	3	4	-	1	-	-	31	103	7	96	内	6	99
合 成 清 酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	内	-	1
連続式蒸留しょうちゅう	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	内	-	1
単式蒸留しょうちゅう	38	-	-	-	10	2	9	1	1	2	-	-	-	-	-	13	38	5	10	内	5	37
み り ん	9	-	-	-	-	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	4	9	-	2	内	-	8
ビ ー ル	5	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	5	1	3	内	1	4
果 実 酒	10	-	-	-	5	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	10	5	3	内	5	10
甘 味 果 実 酒	3	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	内	-	2
ウ イ ス キ ー	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	内	-	1
ブ ラ ン デ ー	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	内	-	2
原 料 用 アル コ ー ル	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	内	2	3
発 泡 酒	94	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	91	95	-	1	内	-	91
そ の 他 の 醸 造 酒	123	1	-	-	32	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	91	124	4	28	内	4	121
ス ビ リ ッ ツ	104	-	-	-	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	104	3	2	内	3	100
リ キ ュ ー ル	115	-	-	1	28	2	10	1	-	2	-	1	-	-	1	69	114	3	10	内	3	109
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-
雑 酒	95	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	95	-	-	内	-	91
合 計	706	3	-	2	106	17	50	12	12	7	5	2	1	1	2	492	707	30	156	内	29	680
各酒類を 通じたもの	平成 24 年度				45	6	32	12	8	5	3	2	1	-	1	34	149	8		内	8	143
	平成 25 年度				53	5	33	13	8	5	3	2	1	-	1	29	153	10		内	8	146
	平成 26 年度				55	8	31	8	12	4	4	2	1	-	1	30	156	10		内	9	149

調査対象等：平成27年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成26年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	うち実蔵置場数
	自己の製造した酒類びん詰	共同のびん詰			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清酒	1	-	-	7	14	-	22	17
合成清酒	-	-	-	5	-	-	5	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	5	-	-	5	-
単式蒸留しょうちゅう	-	-	-	6	9	-	15	2
みりん	-	-	-	5	3	-	8	-
ビール	-	-	-	5	-	-	5	1
果実酒	-	-	-	5	1	-	6	-
甘味果実酒	-	-	-	5	1	-	6	-
ウイスキー	-	-	-	5	-	-	5	2
ブランドー	-	-	-	5	1	-	6	-
原料用アルコール	-	-	-	4	-	-	4	-
発泡酒	1	-	-	5	11	-	17	-
その他の醸造酒	1	-	-	5	11	-	17	-
スピリッツ	1	-	-	5	11	-	17	-
リキュール	1	-	-	7	13	-	21	1
粉末酒	-	-	-	4	-	-	4	-
雑酒	1	-	-	5	11	-	17	-
合計	6	-	-	88	86	-	180	23
うち実蔵置場数	1	-	-	8	14	-	23	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成27年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
1	1

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	7	1
もろみ	23	1

(3) 販売業免許場数

区分	本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数																
	卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計																		
販卸 売売 方に 法限 に る 条 旨 件 の が 条 付 件 さ が れ 付 て さ い な れ い て も い の る 及 も び の	全	酒	類	場	15	場	159	場	174	場	2	者	54								
	ビ	ー	ル	場	5	場	264	場	269	場	1	者	17								
	洋		酒	場	1	場	19	場	20	場	-	者	1								
	輸	出	入	酒	場	4	場	11	場	15	場	-	者	7							
	店	頭	販	売	酒	場	-	場	-	場	-	者	-								
	協	同	組	合	員	間	酒	場	-	場	-	者	-								
	自	己	商	標	酒	場	-	場	7	場	7	者	1								
	自製酒類	清	酒	・	み	り	ん	場	2	場	7	場	-	者	4						
		合	成	清	酒	・	し	ょう	ち	ゅう	場	1	場	-	者	1					
		ビ	ー	ル	場	1	場	4	場	5	場	-	者	-							
		洋		酒	場	-	場	2	場	2	場	-	者	-							
		計			場	4	場	13	場	17	場	-	者	5							
	期	限	付	場	-	場	-	場	-	場	-	者	-								
	そ	の	他	の	酒	場	2	場	6	場	8	場	1	者	4						
	合	計		場	31	場	479	場	510	場	4	者	89								
合 計 の ち	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	場	6	場	2	場	8	場	1	者	5
	卸	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	場	-	場	-	場	-	場	-	者	-
	製	造	者	の	共	同	販	売	機	関	場	-	場	-	場	-	場	-	者	-	
販 の 売 条 件 方 法 に 付 に さ れ 小 売 に 限 る も 旨 の	全 酒 類	一	般	の	も の	場		場		場	6,518	場	55	者	4,475						
		期	限	付	場		場		場		場	-	場	-	者	-					
		特	殊	の	も の	場		場		場		場	-	場	-	者	-				
		計			場		場		場		場	6,518	場	55	者	4,475					
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も の	場		場		場		場	87	場	-	者	58				
		期	限	付	場		場		場		場	2	場	-	者	2					
		特	殊	の	も の	場		場		場		場	13	場	12	者	12				
		通	信	販	売	だ	け	の	も の	場		場	44	場	3	者	36				
		計			場		場		場		場	146	場	15	者	108					
	合	計		場		場		場		場	6,664	場	70	者	4,583						
媒	介	業	場		場		場		場	30	場	-	者	3							
代	理	業	場		場		場		場	-	場	-	者	-							

調査時点：平成27年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製 造 免 許 場 数																												販 売 業 免 許 場 数				税務署名									
	清 酒		合成清酒		連続式蒸留 しょうちゅう		単式蒸留 しょうちゅう		みりん		ビ ー ル		果 実 酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用 アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒			雑酒		合 計		酒 類 卸 売 業		酒 類 小 売 業		
	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数		免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数			
徳 島	7	7					5	2	2					1							1		7	1	7	1	8		9				6		53	11	55	8	535	342	徳 島	
鳴 門	5	4	1		1	1	1	1	2	1				2		1		1		1		5		5		7		8	1			5		46	8	12	4	250	147	鳴 門		
阿 南	3	3																				3		3		3		3				3		18	3	14	1	208	152	阿 南		
川 島	2	2					1		1																		4	4					8	6	4		138	96	川 島			
脇 町	3	3					1															3		3		3		3				3		19	3	44		75	91	脇 町		
池 田	7	7					3		1	1												6		6		7		7				6		43	8	23	1	103	103	池 田		
徳 島 県 計	27	26	1		1	1	11	3	6	2				3		1		1		1	2	24	1	24	1	28		34	5			23		187	39	152	14	1,309	931	徳 島 県 計		
高 松																																										高 松
丸 亀	4	4					1		1																																	丸 亀
坂 出	2	2					1															2		2		2		2														坂 出
観 音 寺	2	2												1								1		3	1	1		2														観 音 寺
長 尾														1	1	1																										長 尾
土 庄	1	1																				1		1		2	1	1														土 庄
香 川 県 計	9	9					2		1		1	1	2	1	1							8		12	3	10	1	9														香 川 県 計
松 山	15	12					5	1			1	1	1								1	13		16	3	14		14	1													松 山
今 治	2	2																				2		2		2		3	1													今 治
宇 和 島	6	6					1															6		8	2	6		6														宇 和 島
八 幡 浜	10	9					5	2														10		10		11		10														八 幡 浜
新 居 浜	1	1												1	1							1		2		2	1	1														新 居 浜
伊 予 西 条	6	6					2				1	1										7		6		6		7														伊 予 西 条
大 洲	4	4					1							1	1							2		3	1	2		5	1													大 洲
伊 予 三 島	2	2					1		1		1											2		2		2		2														伊 予 三 島
愛 媛 県 計	46	42					15	3	1		3	2	3	2							1	43		49	6	45	1	48	3													愛 媛 県 計
高 知	3	3					2				1		1									2		5	2	3		3														高 知
安 芸	7	6					4	1	1				1									7		7		7		8	1													安 芸
南 国	4	4					1	1														4		8	4	4		4														南 国
須 崎	4	3					2	1														4		7	3	4		4														須 崎
中 村	1	1					1	1														1		10	9	1		2	1													中 村
伊 野	2	2																				2		2		2		2														伊 野
高 知 県 計	21	19					10	4	1		1		2								1	20		39	18	21		23	2													高 知 県 計
総 計	103	96	1		1	1	38	10	9	2	5	3	10	3	2		1		2		3	95	1	124	28	104	2	114	10													総 計

(注) 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。